

多額の医療費を支払った場合の負担を軽減するために、日本では、健康保険制度の「高額療養費」と税法における「医療費控除」という2つの仕組みが設けられています。



MEDICAL
BILLS

平成29年8月から70歳以上の方を対象に 高額療養費の上限額が変更になります。

病院・診療所や薬局で支払う医療費が1か月で決められた上限額を超えた場合、その超えた医療費額を支給する「高額療養費制度」。この制度の改正により、平成29年8月から70歳以上の方を対象に高額療養費の上限額が変更になります。自分が対象になるかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証

で適用区分を確認し、下記表で知ることができます。適用区分の住民税非課税世帯に該当する方は、事前に手続きが必要になりますので、ご不明な点があれば、各保険者にお問い合わせください。あさのクリニックに通院中の方は、相談員が対応いたします。お気軽にお問い合わせください。

高額療養費上限額一覧表

平成29年7月まで

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,000円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多回数44,400円 ※2〉
一般	課税所得 (※1) 145万円未満の方	12,000円	44,400円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金年収80万円以下など)		15,000円

外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)
57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多回数44,400円 ※2〉
14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 〈多回数44,400円 ※2〉
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計金額が210万円以下の場合も含まれます。
※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多回数」該当となり、上限額が下がります。



今後、日本の総医療費はどうなっていくとされているのでしょうか？

- ① 少なくなる ② 変わらない ③ 増えていく ④ 予測されていない